

札幌市長 殿

報告者 札幌市中央区  
 住所  
 氏名 株式会社  
 電話番号 011-  
 担当者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成 20 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社					業種			
事業場の所在地		札幌市中央区					電話番号	011-		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	廃プラスチック類	0.139	6	05110048932	北清商事株式会社	江別市角山425番地5	00140005112	角山開発株式会社	運搬先と同じ	
2	金属くず	0.082	1	05110048932	北清商事株式会社	江別市角山425番地5	00140005112	角山開発株式会社	運搬先と同じ	
3	ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.022	1	05110048932	北清商事株式会社	札幌市東区北丘珠三条4丁目65-22	05120004495	北清企業株式会社	運搬先と同じ	
4	廃電気機械器具	0.030	1	05110048932	北清商事株式会社	指定引取場所 榎本商会札幌北事業所 札幌市東区北丘珠5条4丁目4番60号		家電リサイクル法 製造業者等		
5										

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
  - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
  - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
  - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
  - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
  - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には「運搬先と同じ」と記入すること。
  - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
  - 排出量を、体積又は容積にてマニフェストを交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し、記載してすること。